

# 通 報

大ト協第30号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 低燃費タイヤ（エコタイヤ）導入にかかる助成について （ ご 案 内 ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、環境保全対策の一環として、走行距離に対する燃料消費量を抑制し、CO<sub>2</sub>排出量を削減するとされる低燃費タイヤの導入費用の一部助成を実施いたします。つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間 令和3年4月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の際は[大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内](#)）

#### 2. 助成対象タイヤ

- タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表1に定めた新品タイヤとします。
- 別表1のタイヤに追加、変更等がありましたら、大ト協ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。
- 再生タイヤ、スペアタイヤは対象外です。
- 新製品・他メーカー製などについては、お問合せください。

#### 3. 助成額 ・ 上限本数

タイヤ1本 上限 3,000円

1事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両1台あたり、タイヤがついている本数まで、かつ最大100本までを上限とします。（※各事業者ごとに、保有車両台数

等により上限本数が異なります)

(例) タイヤが6本ついている車両の場合、夏タイヤ・冬タイヤ等すべてあわせて年度中に6本を上限とします。

(例) 1台あたりタイヤが10本ついている車両を5台と、6本ついている車両を5台保有している事業者の場合、  
 $10本 \times 5台 + 6本 \times 5台 = \underline{80本}$ を上限として申請できます。

#### 4. 助成条件 (以下のすべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー)に、令和3年4月1日以降、新たに新品のタイヤを導入・装着していること。(軽自動車、自家用車は不可)
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和3年4月1日以降のもの
- 被けん引車両に装着したタイヤも助成します。
- 消費税・取付工賃等には助成いたしません。

#### 5. 助成申請必要書類 (郵送可)

- ① (様式1) 令和3年度 低燃費タイヤ導入助成金交付申請書
- ② (様式2) 低燃費タイヤ導入内訳書
  - ・タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください。
- ③ (様式3) 低燃費タイヤ装着証明書
  - ・タイヤ販売店等に依頼し、作成してもらってください。
  - ・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。
  - ・タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください。
- ④ (様式4) 暴力団排除の誓約書
  - ・令和3年度中に、他の助成事業で提出済であれば不要です。
- ⑤ 請求書 (写)
  - ・請求書 (見積書) は、タイヤメーカー名・商品名・単価・本数等が明記されていること。(タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください)
  - ・請求書の額と領収証 (または振込明細書等) の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書 (写) を添付してください。
  - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
  - ・車両とタイヤを同時に導入する場合、車両見積書 (写) を添付してください。
  - ・請求書 (見積書) に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。(例: 「取り付け費値引き」など)

⑥領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

リース契約の場合はリース契約書（写）

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。
- ・契約書等に、登録車番が記載されていない場合は、物件受領証等の車番がわかるもの（写）を添付してください。
- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和3年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和4年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に決済日（支払期日）をご記入ください。

⑦車検証（写）

- ・申請時点で、有効期間内のもの。

⑧その他

- ・必要に応じて、こちらからご提出をお願いする場合があります。

6. その他

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。

○記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

○募集期間中に、複数回ご申請できます。

○申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029